

2022年日本政府年次報告
「就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）」
（2018年6月1日～2022年5月31日）

1. 質問（a）について

2021年児童労働撤廃国際年に際し、労働基準法等の最低年齢を下回る児童の労働に関する禁止規定の履行確保を含む取組について、2021年3月にアクション・プレッジを提出した。

2. 質問（b）について

該当なし

3. 質問（c）について

（1）一般労働者について

2022年3月31日現在、労働基準法及び関係規則等に係る監督の実施は、厚生労働大臣の所管に属し、実施機関として中央に厚生労働省労働基準局監督課がある。全国47の都道府県労働局、321署及び4支署の労働基準監督署がある。全国の労働基準監督署には3,042名の労働基準監督官が配置されている。労働基準監督官は、労働基準法等の関係法令の規定により、労働者の労働条件確保等のため、事業場、寄宿舎その他の付属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行う等の権限を与えられている。更に、労働基準監督官は、法令違反に対して是正のための行政指導を行うとともに、司法警察員として悪質事犯を送致することができる。

2017年1月から2021年12月までに定期監督等により全業種で認められた労働基準法第56条（最低年齢）違反件数は48件（2017年12件、2018年12件、2019年16件、2020年6件、2021年2件）である。なお、送検数は2017年1件、2018年0件、2019年1件、2020年0件、2021年0件であった。

（2）船員について

2022年3月31日現在、船員法及び関係規則等の実施の監督は、国土交通大臣の所管に属し、実施機関として中央に国土交通省海事局安全政策課があり、全国9の地方運輸局、1運輸監理部、33運輸支局及び18海事事務所並びに沖縄総合事務局に、船員労働環境担当課及び176人の船員労務官が配置されている。（2021年度未定員）

2018年1月1日から2021年12月31日までに船員労務官による監査で認められた船員法第85条（年少船員の就業制限）についての違反処理件数は0件であった。

4. 質問（d）について

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

5. 質問（e）について

労働者団体及び使用者団体から意見は受け取っていない。